

四

東京帝國大學名譽教授寺尾壽外
十四名外國勳章記章受領及佩用一件
右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十一年五月十日

内閣總理大臣子爵高橋是清

内閣

内閣小説 九七

大正十一年五月九日 内閣書記官

大正十一年五月九日



内閣總理大臣 3 賞勲局總裁

佛國

コニシンドール、メリット、ア東京帝國大學
カリコル 紫 章名譽 教授

寺尾 寿

同國

コンマンドール、エトアル
ノアル 紫 章 東京帝國大學教授

白鳥

庫吉

同國

オヌシエード、ロルドナ
ショナルドラジヨンドール勳章同

上杉山 直治郎

羅國

トアルド、ルーミー勳章附工陸軍中將横山 彦六

諾威國

シユヴァリエート、ブルミエール
ク拉斯、サン、オニア勳章外務省參事官

北田

正元

伊國

シェザリエー、ナーロン
ヌレ勳 章陸軍三等軍醫正寺師 義信

羅馬法王廳

クラン、ヨロイ、サン、ミルベ朝鮮總督海軍
ストル 上勳 章 大將軍 齋藤勝

佛國

オフミエード、ニシストリヨク
シミン、ヒュナリック 記章 東京帝國大學教授

山田

三良

同國

上同 上小野塚 喜平次

義德

同國

オフキシエード、ダカデミ
1 記 章 東京帝國大學助教授藤原藤 清太郎

米國

ディステイングワイッシュト、陸軍大將軍爵田中
サーゲイス、メダル

義一

支那國

ニ等二級警察獎章

關東廳警部

兼外務省警部

山際

清吉

同國

紅色綬銀質、褒章勳 八等清田 榮次郎

右東京帝國大學名譽教授寺尾 壽時外十四
名ヨリ頭書、外國勳章記章受領及佩用、儀

めくれず

西國皆用此法，而中國則未嘗有也。今若以西法爲準則，則可謂之善矣。

同國一
卷之三

卷之三

此之謂誠。誠者，誠實也。誠實者，誠實也。誠實者，誠實也。

卷之三

此書之題，當以爲《通鑑》。

出處：《卷之三》

其後有司奏請以每年正月一日為歲首，而十二月爲歲終。

卷之三

內閣處里亞
貴德清

大清光緒三十一年正月廿二日
內閣文庫藏

田中二行

別紙通願出候條御允許相成可然哉此段允
裁ヲ仰ス

追テ右、内横山彦六外四名ヲ除フ外ハ勲記又
ハ章記無之候得共夫々文部大臣或ハ陸軍大
臣、證明書相添ヘ願出候條特ニ御允許相成
候様致度此段副申ス

大正十一年三月一日

127

外國勳章受領及佩用願

壽儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリラ、クロア、ド、コシイ
ドール、デュ、メリット、アグリコル勳章贈與相成候付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供
閱物件目録相添此段奉願候也

大正十一年三月三十日

東京帝國大學文獻教授蓋勳等寺尾壽



賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目録

一ラ、クロ、コンマンドール、エ、メリット、アグリコル勳章壹個
一叙勲通知書

壹通

右受領及佩用允許相願候付差出候也

大正十一年三月三日

東帝國大學名譽教授三鷺寺尾壽

文部省集祕七八

裏面白紙

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリテ、クロア、ド、コン
マンドール、ジエ、メリット、アグリコル勲章ヲ贈與セ
ラレタルヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中嶋徳五郎

外國勲章受領及佩用願

今般佛蘭西國共和政府ヨリラクロアドグランドウル
贈與相成候ニ付受領及佩用致度此段相願
候也

大正十一年三月三十日

小官儀

ドレトナールノアール

章

東京帝國大學教授正位勲等白鳥庫吉

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目録

一、證明書

熟通

壹通

クロアード・グランドウード・レトアール・ノアル勳章 壱個

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年三月三十日

東京帝國大學教授正四位勳二等白鳥庫吉

白鳥

集祕七八

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリテ、クロアド
グランドウルード、レトアールバール勲章ヲ贈
與セラレタルコトヲ證明ス
大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



外國勳章受領及佩用願

小官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリラ、クロア、ドフヰエ、
ド、ラ、レデヨン、ドノール勳章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供
閱物件目録相添此段奉願候也

大正土年三月三十日

東帝國大學教授正五位杉山直治郎

杉山

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目録

一 ネ、名アードベジエド、スレガヨン、ドル勲章 壱個

一 叙勳通知書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十二年三月三十日

東京帝國大學教授五位杉山直治郎



集祕文

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリラ、クロア、ド
アキシエ、ド、ラ、レジヨン、ドノール勲章ヲ贈與
セテレタルコトヲ 證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



めくれず

裏面白紙

外國勲章受領及佩用願

彦六儀

今般羅馬尼國皇帝陛下ヨウエトアハドノマニナシ
テ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候
様宜敷御執奏被成下度候仍テ供聞物件目録相添
此段奉願候也

大正十一年四月二十九日

陸軍中尉 佐四位勲二等功四級 横山彦六

賞勳局總裁伯爵爵正親町實正殿

供閱物件目錄

一、羅國エトアヒドルマニー叙附第二等勳章

一、同勳記

一、同勳記譯文

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十年四月二十九日

壹
壹通個

陸軍中尉 従四位勳二等功四級 橫山彦六 (謹啓)

勅記譯文

羅馬尼國フエルジナント第一世皇帝陛下ハ外務大臣、奏請ヲ嘉納セラレ勅令第三九八二四号ヲ以テ大阪砲兵工廠提理陸軍中將横山彦六氏ニエトアヒドルマニシ、級附第二等勲章ヲ授ノ

千九百三十一年十月十九日

於アカレスト作製
外務大臣 副署

大正十一年四月二日

外國勲章受領佩用願

諾 咸 皇 帝 ヨリ聖オラブ勲章第一等

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

大正十一年四月廿又日

外務省參事官正六位
勅五位 北田正元

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供 閲 物 件 目 錄

諾威皇帝ヨリ

聖オラブ勲章第一等

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

大正十一年四月廿五日

北田正元

苗

勅記譯文

朕諾威皇帝ホーコン茲ニ左如宣布ス

公使館書記官北田正元ヲ朕

自ラ

首長タル諾威王國聖オラブ勅章

第一等佩用騎士ニ任命ス

一九二三年二月十三日
皇帝ノ名ニ於テ

賞勅局長官ミシエレーン署名

大正十一年四月廿八日

外國勳章受領及佩用願

義信儀

今般伊太利國皇帝陛下ヨリ勳五等伊太利王冠勳章贈
與相成候^{二付}受領及佩用允許、儀被仰出候様宜敷
御執奏被成下度仍^テ供閱物件目錄相添此段奉
願候也

大正十一年四月廿八日 陸軍三等軍醫正從六位勳四等寺師義信

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供 閱 物 件 目 錄

一勳五等伊太利王冠勳章

箱共

壹個

一證明書

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年四月八日 陸軍三等軍醫正從六位勳四等寺師義信

外等四七
二
證明書

陸軍三等軍医正 寺師義信

右今般伊國皇帝陛下ヨリノ左記熟章ヲ贈
與セラレタルコトヲ 證明ス

大正十一年四月廿八日

陸軍大臣 山梨半造

左記



一王冠第五等熟章

大正十一年五月六日接

外國勲章更領及佩用允許願

羅馬法王臺下ヨリサン・シルベストル
勲章・グラン・クロア・ナイト勲章
贈與相成候付更領及佩用允許
相成度別紙供閱物件目録ノ通
物件相添此段奉願候也

大正十一年五月一日

朝鮮總督海軍大將徒然等功級男爵齋藤實

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目録

一 サン・シルベストル勲章ノグラン・クロア・ナイト勳章

二 同

勳記 訳文 一一一

右外國勲章更領及佩用允許願=付
差出候也

大正十一年五月一日

齋藤

實



(譯文)

法王ベネティクト十五セノ名ニヨリ
謹テ男爵齋藤寅閣下ニ呈ス
閣下カ朝鮮總督トシテ鮮内ニ於ケル
カソリツク宗徒ニ對シ厚意ヲ表セラレ
ツ、アル事ハ吾人ノ知ル處ニシテ深ク
閣下ニ對シ感謝ノ意ヲ表スルモノナリ
即チ法王ハ閣下ニ對シ特ニ其ノ効ヲ
賞スルニヨリ吾人ハ閣下ノ名譽ヲ表
彰シ此處ニ書フ閣下ニ寄セサンシル
ベストル勲章ノグラム、クロア、ナイトニ
閣下ヲ推薦セリ即チ閣下ハ最高名
譽ノナイトニ列セラレ爾末グラム、クロ
ア、ナイトノ勲章ヲ佩用スルノ特權ヲ
兼認セラレタリ即チ左胸ニハ大形銀
章、右肩ヨリ左端ニ掛ケタル赤ノ縁銀
取リタル赤ト黒ノ長キ絹肩帶ニハ大形
八尖星形、中央ノエナメル白色面ニハ
ボーフ、サン・シルベストルノ像アル金ノ
十字架ヲ附ス

猶メタル及十字架ノ帶着ノ法式ニ
閲シテハ圖解ヲ附シテ送附セリ

法王在職第八年

一千九百二十二年一月十七日

ローマ・セント・ピーターリー寺院ニテ

漢人ノ印章ヲ押捺シテ

國務卿エスカーデ、ガスパリー

外國記章受領及佩用願

小官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリスロゼット、ドラン
ストリュクシオン、ブエブリク記章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供
閱物件目録相添此段奉願候也

大正土年三月三十日

東帝國大學教授正位勳三等山田三良

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目録

一エロゼット、ドランストリュク、オーブブリク記章 壱個

壹通

一授章通知書

右受領及佩用允許相願候付差出候也

大正十一年三月三十日

東帝國大學教授正四位勳等山田三良

集祕文

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリテ、ロゼット、
ド、ラントリュクション、ピエブリック記章ヲ贈
與セラタルコトヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



外國記章受領及佩用願

少官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリラ、ロゼット、ド、
テシストリュクシオン、ブエブリク記章贈與相成
候。付受領及佩用ノ儀御允許被成下度
別紙供閱物件目録相添此段奉願候也。

大正十一年三月三十日

東京帝國大學教授正四位勳三等小野塙喜次

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目録

一エロゼットドランストリュクション、ブリク記章

壹個

一授章通知書

壹通

右受領及佩用允許相願候付差出候也

大正十一年三月三十日

東帝國大學教授西村勲等、野塙喜平次

集祕七八

東京帝國大學教授小野塚喜平次
右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリテ、ロゼット、
ド、ランストリュクション、ビエズリック記章ヲ贈與
セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



裏面白紙

大正十一年九月一日

外國徽章受領及佩用願

小官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリロゼット、ド、ラインストルクション
ビエアリックキュウ徽章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允
許被成下度別紙供閱物件目錄相添、此段奉願候也

大正拾壹年三月三十一日

東京帝國大學教授從四位勳三等田代義徳

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閲物件目錄

一 ロゼットード、テインストルクション ピアリッキュ 徽章 一個

一 敗勳通知書

右受領及佩用允許相願候付差出候也

大正拾壹年三月三十日

東京帝國大學教授從四位勳三等田代義德

集祕文

形

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリラ、ロゼット、
ド、ラントストリュクション、ビュブリック記章ヲ贈與
セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



裏面白紙

外國記章受領及佩用願

大正十一年三月三十日

小官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリロセットダンストリュッシュヨン
ピエブリック章贈與相成候ニ付受領及佩用致
度此段相願候也

大正十一年三月三十日

東京帝國大學教授從四位勲三等藤岡勝二

藤岡

賞勳局總裁伯爵正親町寅實正殿

供 閲物件目録

ロゼット、ドーランストリュクション、ビューブリック記章

壹個

一 證 明 書

授 章 通 知

壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年三月三十日

東京帝國大學教授從四位勳三等藤岡勝二



天保省
集祕文

裏面白紙

右ハ佛蘭西共和國大統領ヨリテ、ロゼット、
ド、ランストリュクション、ピュブリック記章ヲ贈與
セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



外國記章受領及佩用願

小官儀

今般佛蘭西國共和政府ヨリパルムドランストリュクション
ピュグリック章贈與相成候付受領及佩用
致度此段相願候也

大正十一年三月三十日

東京帝國大學助教授正位勲等齋藤清太郎

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供覧物件目録

一 證明書

一 パーム・ド・ランストリュクション・ピュブリック記章
接章通知 壱個

壹通

右受領及佩用允許相頼候。付差出候也。

大正十一年三月三十日

東京帝國大學助教授正位勲等齋藤清太郎

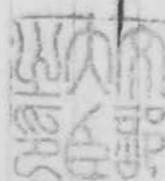


集祕七八

右ハ佛蘭西共和国大統領ヨリハルムード、
テナンストリュクシヨン、ビエブリック記章ヲ贈與
セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月一日

文部大臣中橋徳五郎



裏面白紙

大正十一年五月九日

外國記章受領及佩用願

義一儀

今般豆利加合衆國政府ヨリディスティンガウント、サー・ヴィス、メダル
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
様宜敷御執奏被成下度候仍テ供閱物件目録相添
此段奉願候也

大正十一年五月九日

陸軍大將從三位勳一等功級男爵田中義一

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

義一

供聞物件目録

一 ディステイングウイング、サーグイス、メダル

一 陸軍大臣費銀證明書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年五月九日

壹 壴
壹 通 個

陸軍大臣後藤義重功成男爵田中義人

監印

(翻外傳五人等)一
證明書

陸軍大將男爵田中義一

右今般亞米利加合衆國政府ヨリ左記記章ヲ贈
與セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月九日

陸軍大臣山梨半造



左記

一デイステイングウイント、ザーヴィス、ナダル

外國記章受領及佩用願

山際清吉儀

今般支那共和國政府ヨリニ等級證察獎章贈與相成候付受領及佩用儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

大正十一年四月二十四日

本溪湖警務文署長
關東廳警部兼外務省警部

山際清吉
賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目錄

一章記（二等一級譽察獎章）壹通

右受領及佩用允許相願候付差
出候也

大正十一年四月二十四日

山際清吉

內務總長令依警察獎章條例
之規定給予

山際清吉二等一級數警察獎章

中華民國十一年三月 日

第一二四號

大正十六年四月廿七日 摂

外國褒章受領及佩用願

清田 崇次郎(私儀)

今般支那政府より褒章贈與相成候付
受領及佩用、儀御允許被成下度別
紙供閱物件相添此後奉願候也

大正十一年四月廿五日

勳八等 清田 崇次郎

賞勳局總裁

伯爵正親町實正殿

供閲物件目錄

一 優 章

一一

章

記

年

壹

個

右優領及佩用允許相願候付差出
壹
通

大正十一年四月廿五日

勳八等

清因榮次郎



內務部

爲

發給證書事查察褒揚條例第五條內務總長監查定
事狀合於第一條所定各款之一者分別等差呈請
大總統給與金銀褒章由內務部附給褒章證書等
證茲據清田采次郎係日本省團縣人陳請本部
察看本具事狀核獎褒揚條例第一條第三款特著義行可
稱揚者之行誼相符將獎給紅色綬銀質褒章並發給
證書以示優嘉如此證

右證書發給清田采次郎收執

中華民國三年九月

日